

【議事内容】

令和3年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第5回）

1. 日 時 令和4年2月18日（金）10:00～12:00
2. 場 所 文部科学省3F1特別会議室
3. 出席者 委 員 根立会長，大野会長代理，近藤会長代理（オンライン），
川野邊委員，小林委員，野川委員，山本委員（計7人）
文化庁 榎本文化庁審議官，豊城文化財鑑査官，
篠田文化資源活用課長，鍋島文化財第一課長，
長尾主任文化財調査官，奥主任文化財調査官，
山川文化資源活用課課長補佐，地主文化財調査官，
吉田文化財調査官，生田文化財調査官（計10人）
4. 議事等

【根立会長】 それでは、ただいまより令和3年度文化審議会文化財分科会企画調査会第5回を開会いたします。委員の皆様、御出席いただきありがとうございます。

まず、事務局より事務連絡と配付資料の確認をお願いします。

【山川補佐】 おはようございます。文化資源活用課課長補佐の山川と申します。冒頭、不手際があり、大変申し訳ございません。

初めに、事務局より事務連絡といたしまして、人事異動について御報告いたします。1月1日付で当方が文化資源活用課の課長補佐として着任いたしました。何とぞよろしくお願いたします。

前回同様、プレスを含む傍聴者はオンライン参加となっております。

では、まず初めに、本日の配付資料の確認をさせていただきます。今回より机上にございますiPadにより資料を御覧いただきます。

本日の配付資料は、議事次第、資料1から5となっております。iPad上で各資料が番号

順に開かれている状態となっておりますので、適宜タブを切り替えて御覧ください。また、過去の会議資料は、お手元のファイルを御覧いただければと思います。御不明点があれば、適宜事務局までお申しつけください。

【根立会長】 本日は、今までの議論の整理と、それを踏まえた意見交換を実施します。

初めに、事務局より説明いただきます。その後の意見交換では、まず文化財修理に必要な保存技術の継承・人材の確保、特に選定保存技術の制度、運用の在り方について御議論いただく時間を55分程度設けようと思います。その後、文化財の保存に必要な用具・原材料の確保について20分程度、最後に自由討議の時間を10分程度設ける予定です。

それでは、早速議事を進めます。まずは、事務局より説明願います。

【篠田課長】 配付資料について御説明申し上げます。まず、資料順序逆になりますけれども、資料4を御覧ください。

資料4についてですが、「文化財の匠プロジェクト」の決定についてというものでございます。昨年12月24日に、「文化財の匠プロジェクト」といたしまして、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画を大臣決定いたしました。

概要については、1枚目にありますように、修理技術者等、用具・原材料まで含めた一体的な体制整備と、計画的な保存・継承の取組を推進するための5か年計画、令和4年度から令和8年度の計画として策定したものでございます。

この内容につきましては、現在御審議いただいている内容を参考にいたしまして、主として予算関連をまとめたものとなっております。

具体的内容については、2枚目、2ページ目を御覧ください。

重点的な取組内容といたしまして、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、この点につきまして、用具・原材料の生産支援の拡大を図っていきたいと考えております。

令和3年度で5分野の支援になっておりますけれども、これを令和8年度にかけて、25分野まで拡大していきたいと考えております。

また、文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備につきましては、選定保存技術保持者・保持団体の拡大といたしまして、令和8年度にかけまして、80人47団体まで拡大していきたいと考えております。

また、後継者が一人前になるまでの研修に必要な経費の措置として、現状110万円措置しておりますけれども、100万円を追加するといった内容を盛り込んでおります。

また、修理技術の調査研究でありますとか、後継者養成の支援などを行う修理調査員を

令和4年度に30人、非常勤の職員としての配置による体制強化を盛り込んでおります。

また、国立の文化財修理センターの設置に向けた検討を順次推進いたしまして、令和8年度にかけて、その研究結果を踏まえた検討を進めていきたいと考えております。

さらに、3つ目の柱といたしまして、文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保を漸次図っていききたいと考えております。

令和8年度にかけまして、適正な修理周期に基づく年間修理件数が実際できますように予算規模を確保していくということとともに、また防火対策、耐震対策を推進していきたいと考えております。

現在、企画調査会におきまして、制度的な対応を含めた対応策について御検討いただいておりますので、この「文化財の匠プロジェクト」につきましても、この企画調査会の検討の状況を踏まえまして、充実を図っていききたいと考えております。

続きまして、資料戻りますが、資料3でございます。これまでの主な意見を整理したものでございます。

まず、文化財修理に必要な保存技術の継承・人材の確保についてでございます。主に選定保存技術の在り方について御議論、意見が多うございました。

まずは、その選定の在り方として、安定的な担い手の存続のために複数人必要になるケースがあるんじゃないか。

あるいは周知・普及についても、より幅広く行っていくべき。

また、後継者の養成につきましても、若い世代への技術継承ができるような環境を整えるべきでありますとか、後継者を探すことについての困難さがありますので、行政的な支援ができないかといったことが意見で挙げられました。

また、山本委員からは、装演師連盟の資格制度の中で、外部の方を審査に活用した資格試験を運用されていることについての御紹介がございました。

加えて、選定保存技術の保持者・保存団体の活用といたしまして、入札資格の関係を整理して制度を改善していくべきといった御指摘もございました。

2ページに行きまして、選定保存技術保持者への行政支援ということで、中立的に保持者と親密な関係性を築けるようなコーディネーターが必要ではないかといった御指摘もございました。

文化財の保存に必要な用具・原材料の確保につきましても、需給状況の調査、また原材料の調査研究を進めていくといったことについての御指摘、あるいは需要の創出を図る、

また付加価値の創出、普及啓発を図っていく必要性について、御指摘、御意見がございました。また、行政による支援・購入なども何らか検討する必要があるのではないかとといった御指摘もございました。

4ページになりますけれども、持続可能な文化財保存の在り方といたしまして、文化財の長期的な修理需要の調査をしっかり進めていく必要があるのではないかとといった御指摘、また地方指定の文化財修理を含めた需要の創出を図っていく必要があるのではないかとといったことについても御議論があったところでございます。

こういった、これまでの主な御議論に対応いたしまして、現状の取組について御紹介をさせていただきたいと思っております。資料の5を御覧いただければと思っております。

資料5の3ページから具体的な資料になりますけれども、まずは選定保存技術についてでございます。文化財の修理技術やそれらに用いられる材料及び用具の製作技術などを選定保存技術に選定する制度について、またその保持している個人、技の保持者、保存事業を行う団体を保持者または保存団体として認定する制度を昭和50年から実施をしております。

これらにつきましては、下の枠囲みにありますように、保持者の高齢化、また保存団体組織の脆弱性、また一般認知度の不足等の課題がございます。

4ページについては、この選定保存技術に関する規定を改めて掲載させていただきました。文化財保護法による規定、また選定保存技術に関する基準でございますけれども、有形文化財の関係におきましては、保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るものといったものと、また修理、技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等の用具等、または用具の製作、修理等の技術または技能、また無形文化財の関係におきましても、用具の製作、修理等、また材料の生産、製造等の技術または技能ということで、技術だけではなく用具、また材料についても、その制度の射程に入っているといたところがございます。

続いて5ページになりますけれども、選定保存技術保持者・保存団体の財政支援といたしまして、個人につきましては、後継者養成や記録の作成・刊行等に係る経費を支援いたしております、1人当たり約110万円を交付しております。令和4年度から、後継者が一人前になるまでの研修に必要な経費といたしまして、交付額を100万円増額する予定としております。

また、団体につきましては、後継者養成や普及・啓発等に係る経費として、1団体当た

り約200万円から2,500万円を交付いたしております。

下の矢印にありますように、保持者・保存団体の認定に当たりましては、認定後に補助事業を行うことを前提としてきておりますので、予算の制約等により、新たな認定を考える際には、その予算の状況、またその執行について、併せて検討する必要があるかと思っております。

続いて6ページについては、来年度予算案の概要でございます。

7ページからですけれども、保持者・保存団体の認定の一覧ということで、各分野ごとに掲載をしております。赤い枠囲みにしておりますのが、その分野での複数の方を認定しているといったケースでございます。

美術工芸分野から芸能分野、工芸技術分野、建造物分野、それぞれ掲載をさせていただいております。

続いて11ページでございますけれども、選定保存技術の周知・普及といたしまして、今年度は、秋葉原でも実施されましたけど、「日本の技フェア」というのも開催しております。

また、動画、印刷物として、例えばパンフレットの作成、この「伝統の名匠」と銘打ったパンフレットを作成した。また、海外への発信等も行っております。

下の矢印にもありますように、いわゆる人間国宝と比較すると、認知度に関しての一定の課題があるかと思っております。

続いて12ページになりますが、選定保存技術保持者・保存団体の交流といたしまして、保存団体間の情報交換でありますとか、オンラインの座談会などを実施をしております。

事務的支援といたしましては、国庫補助事業に当たってのマニュアルの作成、あるいは研修会といったものを実施をしておりますけれども、この事務的支援、下の矢印にもございますように、中立的な立場でコーディネーター的な役割を担う人材をどう確保するかといった課題はあろうかと考えております。

続いて、13ページになります。重要文化財建造物の保存修理事業の適正化についてということで、選定保存技術の保持者・保存団体に属する者、あるいはその研修の修了者、またはその同等の技術を有する技能者を職長として使用することについて、入札条件や仕様書で明記をしております。これらについては、こうした事項の徹底を図るために、定期的なフォローアップを実施をしているといったところでございます。

続いて、14ページでございます。邦楽器の普及拡大についてということで、令和3年度から「邦楽器普及拡大推進事業」を実施しております。具体的な内容といたしましては、

高校生や大学生が、伝統音楽に関する部活動等への邦楽器の無償貸与、あるいは部活動が所有する邦楽器の修理等を支援するというところで実施をしております。

邦楽器の製作・修理につきましては、「選定保存技術」の保存、保存団体、「邦楽器製作技術保存会」が中心となって実施をしております、令和4年度も継続して支援を実施することとしております。

続きまして、用具・原材料の関係でございます。16ページからになります。

用具・原材料の需給状況の調査といたしまして、これらの供給の安定化を図るために、まずは現状把握のための調査を平成30年度から実施しております。その調査結果を踏まえて、緊急かつ積極的な支援を講じる必要が認められた用具・原材料につきましては、継続的に供給するために必要な管理等に係る支援を令和2年度から実施をしております、これらについて徐々に拡大を図っていきたくと考えております。

伝統芸能分野でありますとか工芸技術分野に関しましても、用具・原材料に係る調査を実施をしているといったところでございます。

続いて、17ページです。特に建造物分野での用具・原材料の需給状況調査について、代表的なものを挙げさせていただきました。

まず1つ目が、漆の長期需要予測の調査を実施をしております。文化財建造物につきまして、年間平均使用料として約2.2トンの今後の需要があるということ算出をいたしております。現在、林野庁での統計によりますと、国内生産量というのが約2トンといったところでございますので、この長期需要の予測に基づきますと、今後、需要に合わせた生産というのも拡大していく必要があるのではないかと考えております。

また、植物性資材の長期需要予測の調査といたしまして、ここに挙げますのは檜皮の需要ですけれども、この山がございまして、その部分について平準化を図ったり、あるいは中長期的な修理事業の計画を検討していくといったところでの対応につながるように、こういった需要予測についても調査を行っているといったところです。

続いて、18ページになります。美術工芸品分野でありますとか芸能分野についてです。

特に美術工芸品の保存・継承に欠かせない用具・原材料の科学的な検証につきましては、主に東京文化財研究所が実施をさせていただいております。こういった例がございまして、

また、芸能分野におきましては、伝統芸能の実演に欠かせない楽器について、代替素材の研究を実施をしております、ここに挙げておりますように、象牙の代替素材についての研究を実施をさせていただいているといったところです。

続いて19ページが、先ほど御紹介申し上げました、用具・原材料確保のための管理等業務支援の内容でございまして、来年度予算案の概要になっております。

続いて20ページが、ふるさと文化財の森ということでございまして、主に建造物の修理に使われる植物性資材について、ふるさと文化財の森として指定いたしまして、その管理等を支援しているといったところでございまして、21ページにありますように、現在、84の地域を指定しているといったところでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。修理需要の状況の調査といったところでございますけれども、美術工芸品の修理の現状といたしまして、左側のグラフにありますように、修理件数あるいは修理事業費というのが、件数の増加に伴い増加傾向にあります。

また、下の枠囲みにありますように、修理事業につきましましては、やはり所有者負担の準備というのが課題となっております、民間の助成金の存否が事業実施に大きな影響を与えているというような状況がございまして。

したがって、下の矢印にも書かせていただきましたが、持続的に修理人材等を確保するためにも、今後も継続して修理事業があるといったことが、関係者が共通して認識を持てることが非常に重要だと考えてございまして、今回の匠プロジェクトの中でも、適正な修理周期で修理を行うといったところの実施件数について数字で示して、これらについて安定的な財源の確保を図っていきたくと考えております。

続いて、24ページについてです。これ文化財保存活用地域計画です。平成30年度の文化財保護法の改正によりまして、各自治体が文化財保存活用地域計画を策定し、それについて国の認定を受けることができる制度が実施をされております。この地域計画について、各地域での計画の策定あるいは検討といった取組が進んでございまして、その一例を示したものでございます。

例えば、金沢市でありますとか宗像市におきましては、未指定の文化財も含めまして、市の登録の歴史文化遺産でありますとか市民遺産という形で調査、また、その保存のための支援を行っていくといった計画を、自治体として立てられているといったところがございまして、また金沢市のほうでは、無形の民俗文化財・選定保存技術等の後継者育成支援ということについても、この文化財保存活用地域計画に位置づけて取組を進められている、進めていくといったところを承知をしております。

25ページ以降につきましましては、第1回の資料で掲載させていただいた資料の再掲になります。資金調達の促進について、多様な取組がございまして、これらにつきましましては、次回

以降、関係の方のヒアリングを通じまして、また、さらに議論を深めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ちょっと駆け足になりましたけれども、これまでいただいた御議論、また御意見に対して、現状の取組について御紹介させていただきました。こういった現状の取組について、さらに充実する方向性、その観点について、本企画調査会において御議論を進めていただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【根立会長】 どうもありがとうございました。今まで4回のヒアリング等で、随分いろんな事柄が論じられてきて、検討されてきて、非常に問題は山積していて、多岐にわたっているところがあります。

そこで、今日は文化財修理に必要な保存技術の継承・人材の確保についてというような事柄が特に議論してほしいということもありますので、最初に私のほうから少し議題を振って、皆さんの御意見を伺って、残りの時間で、さらに検討すべきものがあれば、それを補っていただきたいと思ひます。

それで、1つとして、今までの議論の中で出てきたものの中で、選定保存技術の在り方や運用の問題、特に選定保存技術の選定の在り方について、安定的な担い手を確保するために団体の認定を進めたり、個人の場合でも複数人を認定したりすべきとの意見が、これまで何人の方からか発言されていますけれども、意見がありますけれども、どのような運用方法が考えられるのかということが1つあると思うんですけど、これは川野邊さんなんか、おっしゃられたことだと思うんですけども。

【川野邊委員】 そうでしたっけ。無限に予算があれば、選定する人を増やしたりとか、いろいろ考えられると思うんですけど、やっぱり予算すごい限られていることで、しかも、せっかく選定されても、そのことによって、恐らく経済的なメリットは、ほぼないと思うんですね。

だから、何度か言っていますけど、やっぱりその技術が日本の文化を伝えていくのに必要なんですという公的な認証を与えるというところが一番大事なところなので、選定技術を選定する仕組みというのがもうちょっと明らかだと、もっと励みになるかなと思ったんですね。

僕たち、今、選定されている人たち見ていると、そのとおりでよなと思うんですけど、これって一般の人はほとんど知らないことで。だから、選定されたことがどういう意味を持つのかというのが、本人も含めて周りの人たちにも分かるような状況になるといいかな

と思うんです。

例えば人間国宝だったら、結構多くの方が「おおっ」と思ってくれるんですけど、選定保存技術保持者なんですと言うと、ほとんどの人、分かってもらえないので、人間国宝という名前使うわけにいかないから、何か別な名前を使って顕彰するようなことを考えたら、予算もあまりかからないし、いいかなと、ちょっと今思っています。

【根立会長】 今の後半のほうの話題は恐らく、この選定保存技術者、技術とそれを保持している人たちの周知というんですかね。そのためには何らかの、人間国宝って、ある意味、非常に曖昧ですけども、非常にインパクトのある言葉で、それで、少なくとも、多くの方々に関心を持っていただけたところがあるんですけども、そういうネーミングみたいなものがもしあればというか、少なくともそのことによって選定保存技術というか、文化財の保存に必要な技術者の養成等に有益なことは事実だと思うんですけども、この辺り。小林先生、どうぞ。

【小林委員】 これは事務方の方にお聞きしたいのですが、この選定保存技術というのはそもそも、補助事業をする一つのカテゴリーにすぎないという考え方でいいのでしょうか。つまり、あるお金を提供するために、ある人たちを対象を明確にするというためのカテゴリーに過ぎないという理解で正しいのでしょうか。

例えば人間国宝のように、本当に優れた技術を持っている人を顕彰する、あるいは功労者的に扱うというものと、その技術を持っていることを証明する資格のようなものというものを分けて考える必要があるのではないかと思います。

つまり、本当に優れた技術というのは、誰にもまねができないぐらいのものですよね。そこまでいく人は、ごくごく限られてくるのではないかと思います。

今必要になってきているのは、どのレベルを目指していくかというところが分からないんですけど、ここは本当に専門の方々に聞かないと分からないところですけども、一定程度の技術を未来永劫継続していくための仕組みを考えていくということだと思うのです。

そうすると、できるだけ多くの方に、この分野に参加してもらって、技術を一定程度は習得していただく。その上で、より優れたものを目指していく方がでてくるという方法がいいのではないかと思います。もっと究めたいとか、探求心が強い方たちの成果は、別に顕彰するというのをされてはどうでしょうか。

これはなりわいとして成り立たせるかというのは別の議論になるかと思いますが、また後で発言の機会があったら言います。

以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございます。これ、現状の運用についてちょっと確認したいんですけども、事務局から現状の運用。少なくとも顕彰のためにやっているという制度じゃないと思うんですけども、いかがでしょうか。

【地主調査官】 文化財第一課美術工芸品担当の地主でございます。御指摘のように、選定保存技術の対象は、文化財の保存のために欠かすことができない技術・技能を保護をするということが目的となっております。同時に、この選定をされた保持者もしくは保存団体は、その技術の継承のための補助事業を行うということが前提となって、現在は運用しているところであります。ほぼ、一部、心身、体調の問題などで事業を実施されていない方はいらっしゃいますけれども、それは例外として扱って、基本的には皆さん、事業を実施していただいている。すなわち、御指摘のように、補助事業を行うということを前提に選定をしているということが実際の運用かと存じております。

【鍋島課長】 もう一つ、いいですか。

【根立会長】 はい。

【鍋島課長】 補助事業を行うことが前提というのは確かに実態としてはそうなんですけど、目的としては、大事な技術を後世にちゃんと残していったって、その文化財の修理とか何なりができるようにするためということになりますので、そうしますと、どうしたって、ちょっと原材料を買ったりとか道具を整理するとかということがどうしても必要になってきまして、それを全て保存団体、保持者の方々の御負担に負うというのはなかなか難しいと思いますので、幾ばくかにはなってしまうんですけども、国としても、そこの支援を、少しですけど差し上げているということで、なかなか年配の方が増えてきたりとか後継者の方々がというのがあるものですから、来年度は後継者がいますよという方々を、プラス100万円というんですか、制度を始めてみたいと。この匠プロジェクトの期間中に、それをちょっと増やしていきたいと思っていまして、できるだけ多くの方々に継承していただけるようにしてみたいというのが国の思いではあるんです。

【根立会長】 小林先生、いかがですか。

【小林委員】 わかりました。実際に作品をつくったり、いろいろな原材料を使ってつくったりし続けてくださりながら、実際に活動をしていただいていることが、保護であり、保存である、という考え方に問題があるような気がするのです。

つまり、選定保存技術者にやっていただきたいことというのは、将来に向かって自分の

持っている技術を、積極的に継承してもらおうことではないかという気がします。その仕組みというのを、もう一度捉え返さないといけないのではないかと思うのです。実態はわかりませんが、「背中を見て学べ」的なやり方で技術を継承していると捉えてきたのではないかと勝手に想像しています。一子相伝だったり、秘技だとか、秘術ではないですけど、素晴らしい技術を持って、それを親方みたいな人が弟子に対して何らかの形で、見ながら伝えていくということをされていると思うのです。それは、素晴らしいことだとは思いますが、そうすると、今そこに入っていける人たちへの障壁となっているともいえます。実際、保存技術をもっている人が少なくなっている現状があるのだとすると、技術継承の方法、それは教える方法も含めて、考え直す必要があるように思います。つまり、継承することに着目した補助事業ということを考えられないかなということです。

そのためには、選定保存技術の保持者というのは、その技術を教えることができるレベルを持っている人と位置づけるという方法があると思います。例えば大学でしたら、教授でも准教授という職位がありますが、そういう名前をつけてもいいと思います。技術継承に、ある種、力を尽くしてもらう人に与える称号なのか、職位といったものかという方法です。もちろん自分がお仕事としてとか、なりわいとして、保存の技術を使って何か具体的にいろんなことをやっていただく、作品をつくっていただくのは、積極的にやっていただいて構いません。しかし、選定保存技術者は、やっぱりその継承のための何か事業を積極的にやってもらうためのものにできないかということです。資格化するのか、顕彰するのかはこれから考えていく必要があるかと思います。つまり、選定保存技術の在り方ということ、もう少し、本来の趣旨にのっとって見直してもいいのではないかと思います。

【根立会長】　そうすると、要は後継者の養成ということで今、助成金、補助金が出ていますけれども、それをもう少し柔軟に運用して、より広い、特に若い世代の人に関心持ってもらう、あるいはワークショップみたいなものを開いたりして、その人たちを引きつけて、最終的には、そういう人たちが伝統技術を継承できるようにするという補助金の出し方みたいなものもあるんじゃないかという、そういうことですかね。

【小林委員】　そうです。私もこの間、この分野ってどうなっているのかといろいろ調べてみて、大学等においても、文化財保存修復科みたいなものを持っているようなところもあるというのが分かりました。

そういうところが十分学生を集められているかどうかというところまでは、調べていませんから分からないのですが、若くて関心を持って、学びたいと思っている人たちがいて、一定程度いるということだと思います。もちろん大学の教員が教えられることというのが、理論的、基礎的な部分であると思います。

ただ、こういう保存技術者の人たちの持っている様々な技術、そのやり方の部分というのは、大学の教員では座学的には教えられない、教えきれない部分だと思っています。したがって何らかの形で、選定技術者の方が一定程度時間をかけて伝えるような場を、何か組織化というか、システム化できないかなということは思っています。文化財保存や保存技術の大学で行われているようなシステムティックなカリキュラムに、組み込むようなイメージです。

それで、今、根立先生がおっしゃったように、ワークショップ形式なのか、例えば半期ぐらいのコマぐらいは持っていて、合宿的に来てもらって見せるとか、そのための資格的な意味合いにはどうかということです。そのために補助を提供するみたいなふうにすると、もう少し、やりたい人に技術が届くのではないかと思ったということです。

もちろん、そうは言っても、その若い人たちがそういう文化財保存修復科みたいなどころに進学している人たちがいるのかはわかりませんが、そういう優れた人を見れば見るほど、若い人ってすごく刺激を受けると思います。したがって、ある忍耐強い1人の人に伝えるというやり方で続けてきて先細っている現状だとするならば、5年間でも、ある期間だけでもいいと思のですが、思い切り広げてみて、その中から後継者になりたいという人を見つけるために助力していただくというような、そんなイメージです。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

ほかに。どうぞ、山本さん。

【山本委員】 私の団体、国宝修理装飾師連盟は団体としての選定を受けております。今日、手元に持ってきた文化庁さんのパンフレット、『伝統の名匠』を見て、個人として選定を受けている方と団体として受けている方と何が違うのかと考えると、先生方がおっしゃっているようなこともあります。実際に選定保存技術保治団体を運営していて、個人では難しいけど、組織的だからできることというのは、頂いた補助金に対して、年度毎の計画を立て後継者育成や原材料の確保・情報発信・技術開発などの分野を決め、運用していくことが出来やすい点でしょうか。個人の場合そのような計画の補助、コーディネーターという言葉も出たりしていますが、そういうものも必要であろうと思います。

後継者と考えるときに、多くの人に、その仕事を知って頂いて入ってきてもらうことは必要です。そのために、今おっしゃったように大学などの協力も必要だと思います。今までの会議で辞めていく人のことを少しマイナスなイメージだけで語られてきたことが気になりました。どの仕事も向き不向きはありますが、文化財のような特殊な技術職の場合、適切な教育、適切な技術の伝承があっても最初の5年ぐらいの期間の中で思っていたものと違う、または身体能力として適正が合致せずに辞めていく人がいるのは、仕方のないことでマイナスだけではなく、そこで現場を知ってもらえたことが、周知を広げ文化の応援団になってもらえればとも思います。

ただ、やはり問題になっているのは、そこでやろうとして技術の錬磨を積んでいるのに、続けていけない人が出てくる。特に個人の継承の中に、そういう方が出てくる。それはもしかしたらおっしゃっているような一子相伝みたいな中で、きちっと伝わらないというふうな分野もあるかもしれませんが生計が立たないということが大きいです。

どのような形で選定をしてもらえばいいのかというときに、現状では個人に与えていただいている場合、1分野に対して2件というのはごく僅かで東京と京都だからできるとか、同じ地域では2件の選定はできないことは、選定技術をつないでいくことの障害になっているかもしれない。

それと、個人と団体との関係として国宝修理装飾師連盟の場合は、個人で選定も受けていて、連盟にも入っているという人はありませんが、伝統技術伝承者協会という装飾文化財修理の為の仕事をして頂いている職人さんの団体には、個人で選定を受けている人も、個人ではその枠に入らない人も団体として選定して頂いた事で、自分はその選定団体の一員だということでも語ることもできるし、そこでは他分野間でも情報交換もできるしこの団体は、文化財の修理に必要な人材の集まりなんだという責任感も生まれます。建造物などのほかの分野のことは分からないのですが、団体認定の一つの新しい方向なのかなと私は思っていました。

大本の法律というか、選定の運用を何か新しく変えていただかなければならない部分もあると思いますが、今、後継者をつくってことにもう一度絞ると、やはり広く知ってもらう必要がある。入った人に最初にきちとした教育が必要です。それには文化財がしてこられた修理技術者講習会というものもあったと思います。それを今リニューアルされているところですから、裾野を広げて初心者用、それから中級者用、文化財修理に必要な技術も保持した段階になった人を、対象とした上級修理技術者講習会を文化庁が整えてくださ

ることも、選定保存制度について、何が選定保存技術なのかという事を知っていただくことになるのではないかなと思います。

最終的には、この仕事を技術もあって、責任を持ってやっていこうと思っているのに、食べていけない、なりわいにならないということに対して、どういう補助のあり方や仕事の増やし方があるのかを考えていただく必要があるのかを議論して頂きたいと思いました。

【根立会長】 どうもありがとうございます。

【地主調査官】 失礼いたします。小林委員の補助事業と後継者育成への経費の支出という点に絞って山本委員にお伺いしたいんですけれども、現在の選定保存技術保存団体として保存技術事業を毎年継続的に行ってこられている中で、国宝修理装演師連盟は毎年、定例的に広く門戸を開いて、もちろんその中には大学や大学院で学んでいる学生も多く含まれておりますけれども、定期研修会を実施して、そこに参加をして、修理技術の普及、それから自らの研修の事業を継続的に、これ20年以上にわたって実施してきているとか、あるいは、その大学の文化財の修復関係の学生を対象にインターンシップということで、より実地に近いところでの技術の研修をして、その上で適性を考えてもらう機会を行っているというようなこととか、現在の、実はこの国庫補助事業の中でも、研修経費、あるいは最近では普及啓発経費というものも補助事業の枠組みの中で実施をしていただいております。そういう形の中で着実に、あるいはその後継者の養成というところ、人材の確保という点で事業を実施されてきていると思うんですけれども、そこに対する実際の事業をやっている中で、補助事業の成果と課題みたいなものがあれば、教えていただくとよろしいかなと思いました。

【山本委員】 ありがとうございます。課題としては、やはり常に教育だけのために動く人間をつくることは、まだできていません。装演師連盟では、加盟工房10社がお金を出し合って事務局というものを設置し、そこに専従の事務職員2名を置くところまではできています。それでも、多義にわたる業務の中で技術者への専門的な教育や、インターンシップ・定期研修会・資格制度などに対して、もっと時間をかけて取り組まなければいけない時代になってきているのではないかと、課題になっています。

その時間をかけるということは、イコールやはりお金がかかるということにもなりますし、そういうことができる人材が必要ということにもなります。ある意味では次の段階に来ているのかもしれませんが、管理監督したり、教育を考えたりする人材を育成するという必要も必要になってきているのかなと。そして技術者としても文化財の修理をす

る者は、そういう能力も持てるように育てなければいけないというふうに考えています。

根立先生、ほかの課題については少し考えさせてください。今言っていたこと、自分たちの課題についてもう少し考えてみます。

【根立会長】 残された時間の問題もありますけれども。ちょっと気になるのは、やっぱり団体のほうと個人のほうではちょっと在り方が違うのかなという気もしないでもないですね。美術院なんかも、いろんなこともやっていますし、そういうある程度大きな団体はできるところもあるけど、個人の人がとなると、なかなかこれはちょっと。それで、日本の技フェアとかそういうものも開催されて、そこでいろんな人が参加しているということは知っているんですけども、ただ、それが果たしてどこまで広く認知されているかというのが、またちょっと問題で、この辺りのことは大野先生、何かありますか。

【大野代理】 大変貴重なお話で、多分、基本的には広報ということが重要だということですね。今日のお話をお聞きしていると、広報の場自体が重要だということと、その中で専門家同士の技術を相互理解する場であったり、後継者になる人材にも刺激を与える機会でもあったりするという意味で重要だと感じます。

例えば後者の場合ですと、今日の資料のスライドの10番に一覧表があつて。資料3だったかな。選定保存技術の黄色いマーカーのところで近世規矩の持田武夫さんという方がいらっしゃいます。この方は個人で選定技術の保存を受けていますが、一方で、24ページに金沢職人大学が紹介されているんですけども、その講師をもう20年来務めて、後継者を育てていらっしゃる。あるいは、木工の選定保存技術団体である（公財）文化財建造物保存技術協会や（一般社団法人）日本伝統建築技術保存会という団体の講師もされていて、直接その団体のほうには所属していないけれども、関連団体の講師として後継者を育成しているという例があります。

多分、建造物の場合は需要が大きいので、そういうことができると思うんですけども、今回のように様々な分野の方がいらっしゃると事情が違うので、どういう形で後継者の方を育てその保持者がつながっていくか、うまく団体とすり合わせていくという情報を、専門家同士の交換していくことが重要だと思いました。

もう一つは、一般の方が「自分もそういうことをやってみたい」というふうに考えてもらえるために、年に1回ですけれども、日本の技フェアの存在は重要だと思います。ただし残念ながら、根立先生おっしゃったように、あまり知られていない点が非常に惜しい。

だけど、こういう伝統的な技術を見せる場というのはほかにはないかという、結構ある

んですよね。各地の博物館でも、体験学習みたいなことをやっています。

例えば川崎の民家園でも、地域の大工さんが大工教室をやって、伝統的な木組みの技術とか、木を切って、皮をむいて、材木にするにはどうするのかというようなことを子供たちに体験させたりしています。もちろん茅葺きとか土壁づくりを体験学習的に行ったりもしています。そういう体験学習的なことはいろんなところでやっているのです、そういったところに、高い技術を持つ方あるいは団体の方が出ていく機会があると思います。ただ、博物館の活動だけでは場所と人数に限られます。

そうすると、例えば深谷市の渋沢栄一さんの生誕地の明治期の住宅において、深谷市の瓦組合の人たちが伝統瓦の講習会というか自分たちの技術を見せる活動をしていたり、左官組合の人たちが付属土蔵の修復記録を道具や材料と共に蔵内に展示したりという活動をしている。そういう職人組合などが伝統技術の公開を、各地でやっているはずなんですね。

ですから、そういう地域でやっている人たちの活動をきちんとリサーチした上で、それぞれの技術のトップに立つ人が全部監修するわけにはいきませんが、技術体系、先ほどカテゴリと小林先生おっしゃった、伝統技術を持っている人たちの職能を顕彰している地域があるので、そういった情報も上手につかみながら伝統技術者存在に関する情報の裾野を広げていく。そういう各地の日本の技フェア的なものを、今ある博物館なり、いろんな地域でやっていることを、今のシステムをうまく生かして、上手に結びつけていく、そういう形にする必要があります。

それをやる上で重要なのは、大学の地域連携が注目されます。我々のような地方大学では、地域連携は大きなテーマになっています。地域に何か貢献しようといったときに、その地域の問題が、例えば後継者問題、文化遺産の問題とかということだと、文化財大綱ではこうやってうたっているよということから、そういう地域の問題に取り組みないかというようなことなどを展開していく中で、裾野を広げていくお手伝いみたいなものができるのではないかというようなことを感じました。

取りあえず以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございます。

野川先生、いろいろ個人の方を御存じだと思うんですが、いかがですか。

【野川委員】 今、個人か団体かというようなことですか、大野先生から具体的な例をいろいろ教えていただきましたけれども、文化財の選定保存技術のジャンルとかによって相当違いがあると思います。無形の文化財、特に芸能ということになるのですけれども、

無形の文化財に指定されているものは、例えば箏曲だったり文楽だったりというように、特別な技術を持っている専門家がいると同時に、それを支えている愛好者の広がりがあるものでございます。

ですから、その文化財が次の世代につながっていくための選定保存技術の在り方には、特別な技術を持っている人だけではなくて、愛好している人たちにも寄与するような、そういう制度が必要だと思います。その意味では、個人というよりは団体の場合が、芸能に関する選定保存技術の場合には必要だと思います。

例えば、今年度から、箏とか三味線の胴や棹の製作についての団体指定がなされているわけですが、実は、楽器屋さん・楽器職人さん同士のつながりは、今まであまりありませんでした。そのため、選定保存技術の制度を活用するために、ある種の団体をつくらせて選定している状況かと思えます。これが、その分野の選定保存技術の活性化につながっていると思っています。

ただ、その団体は、そもそもあった団体ではなく、この制度のためにつくられた団体というところがあるものですから、多くの楽器職人の方たちがそこに入っているわけではないのです。無形の文化財を守るための選定保存技術には、多くの人たちが関わる必要がありますので、そういう視点を盛り込んだ、あるいはそういう視点を運用できるような制度が必要ではないかと思えます。

それから、先ほどから周知や宣伝の話が出ていましたけれども、現在は、確かにいろいろところで似たような宣伝や催物が行われています。しかし、今は総力戦でいくべきで、似たようなことが行われているにしても、とにかく機会を多くすることが必要ではないかと思えます。

日本の技フェアに関しては、今年の秋葉原の催しに行ったときに感じたのは、ものすごく反響があって人が集まっているんですね。ですけれども、私の同じ分野で、私と同じような活動をしている人たちの中には、そういうものがあるということすら知らない人が実はいます。宣伝が、やはり足りない。文化庁で既にやっている事業があるのであれば、それをまずは広くSNSなどを活用して宣伝するのが良いと思います。それから、文化庁のパンフレットも既にいろいろあって、ネットでダウンロードできるようにはなっていますが、それをダウンロードしに行った人が初めてそこにたどり着けるのが現状です。そうじゃない人たちにも分かるような宣伝が必要だと思います。

宣伝普及ということでは、前にも私は申し上げたと思うのですが、教育

が一番必要だと思っています。例えば小学校や中学校の学校の教育の中で日本の文化を教える授業が1こまぐらいあっても、それは当然ではないかと私は思っています。文化のすばらしさ、文化財もそうですし、文化財を支えている選定保存技術にどのようなものがあって、それらがすばらしいものだということを、小さいときから子供たちに教えることが、将来、その分野で活躍する人たちを生み出すことにつながるのではないかと考えています。

【根立会長】 どうもありがとうございました。オンラインで参加している近藤さんは、たしか個人の場合でも複数人の認定をすべきだということをおっしゃられていますけど、いかがですか。聞こえますか。駄目かな。近藤さん。諦めるか。じゃあ時間の関係もありますので、近藤さん、もし復旧したら、また発言してもらおうということで。

それで、最初に川野邊委員からあった選定保存技術者に対する顕彰の意味も含めたネーミングの問題は、やっぱり私は、これは真剣にちょっと考えたほうがいいんじゃないかという気がするんですけども、皆さん何か、いや、そんなものよりも実質的な話だということなのか、何か。例えば山本さん、そういう名前が団体に与えられたら、それは励みになるんだと思うんですけども。

【根立会長】 どうもありがとうございました。オンラインで参加している近藤さんは、たしか個人の場合でも複数人の認定をすべきだということをおっしゃられていますけど、いかがですか。聞こえますか。駄目かな。近藤さん。諦めるか。じゃあ時間の関係もありますので、近藤さん、もし復旧したら、また発言してもらおうということで。

それで、最初に川野邊委員からあった選定保存技術の保持者に対する顕彰の意味も含めたネーミングの問題は、やっぱり私は、これは真剣にちょっと考えたほうがいいんじゃないかという気がするんですけども、皆さん何か、いや、そんなものよりも実質的な話だということなのか、何か。例えば山本さん、そういう名前が団体に与えられたら、それは励みになるんだと思うんですけども。

【山本委員】 選定保存技術保存団体に選定されること自体が励みにもなるし、プライドにもなるけれども、責任もやはりすごい重くなったというふうにみんな思っています。顕彰の意味も含めたネーミングについては良いかも知れませんが、まずは、後継者をつくりたいという意識を持っていらっしゃる方に、適切な補助金が届き、適切に使っていただけるように、必要ならもっと出るみたいなことが必要かと思います。そのネームは団体も個人も、選定保存技術者ですと、そういう意識をもっと持たなきゃいけないんだよということも含めて、御指導いただく必要があるかもしれないというふうに思います。

【根立会長】 それで広く周知して、国民の皆さんに周知してもらうためには、やっぱり何らかの新しい、新しいというか、より親しみの持てるような名称も少し考える必要があるのかなという。これは私たちも頭を絞るべきかと思うんですけども、事務局のほうでまた、この辺りのことは検討していただければと思います。どうぞ。

【大野代理】 よろしいですか。私も大学で京都へ古建築を学生連れていくときに、こういう持田先生のような選定保存技術者の方に現場で指導していただくこともあるんですね。そのときはごく普通に、この人自体が文化財なんです、人間文化財なんですと学生に説明してしまいましたが、そうすると学生がびっくりして、文化財の人と握手させてくださいとかいって握手して、すごく喜んで、インパクトが強い。そう（人間文化財）と言ったら間違えなんですか。間違えなんですね。いけないんですね。その辺がちょっと理解できていないんですけども。

【生田調査官】 そうですね。

【大野代理】 なぜいけないのでしょうか。選定保存技術というのは文化財の一部ではないんですか。その人の技術が文化財。

【生田調査官】 技術が文化財。

【大野代理】 ですよ。

【生田調査官】 はい。その人ではなくて技術が。

【大野代理】 でも、持っているのは人間ですよ。

【生田調査官】 その保持者として。

【大野代理】 道具が文化財なわけじゃなくて、道具を生かせる人間があって、その技術というのは人間についているんだから、その人間が文化財ではないんですか。

【生田調査官】 ではないんですね。

【大野代理】 それがちょっと理解できない。多分それが一般の人には理解できないので、そう言っているうちは（選定保存技術への一般的な理解は）広がらないと思いますけれども。何かやっぱり考えていただかないと。

【根立会長】 何か考えないと。ただ、そういうことを言うと、人間国宝って一体何だという気もしないでもないですけど、それが世の中にかかなり広まっているというのは、事実はあるんだと思いますけどね。

それで、次から次へと進めて申し訳ないんですけども、実際に支援するために、特に美術工芸の関係のほうに、保持者に、令和4年度から、4月から助成が100万円増えるんで

すけれども、ただ、これ本当に額を増やす。額を増やすのは大事なことだと思うんですけども、ただ増やしただけではいけない、増えた分そのまま使うだけだという話ではいけないと思うんですけども、これは何か運用の仕方を少し考えてみる必要もあると思うんですけども。これは度々振って申し訳ないんですけど、実際の団体の山本さん、どうですかね。100万増えるということで、実際それを何か有効に使えるような手段。

【山本委員】 考えることができます。新しい技術の開発や、伝統の技術の裏づけというような事業を立ち上げられるし、例えば定期研修会においても、半日じゃなく1日でプランを組めるんじゃないかとか、団体の場合は、色々あります。個人でも広報にも教育にも研究にも材料の確保にも環境整備にも使えると考えています。

【根立会長】 どうですか、ほかの方。補助金は増えたほうが確実にいいことはいいんですけども、実際に。どうぞ、小林さん。

【小林委員】 確かに統括団体のようなものがある分野は、今、山本さんのほうからお話あったように、いろいろと可能性が広がると思います。しかしながら、有形・無形の様々なジャンルがある中で、それが全て、山本さんのところのような組織化できるとは思えないのです。それで、その一人一人の方に、ただ後継者を育成してくれとか、カリキュラム考えてくれとか、そのための調査研究してくれというのも無理だと思います。

実は私は大学で文学部というところに所属していますが、26の専修課程があって、みんな違うディシプリンを持って、違う方法で研究・教育をしているわけです。それらを横串で貫いて成り立たせているのは、全体で共有するミッションと、それをしっかりと支えるアドミニストレーターがいるからだと思うのです。それぞれが別々で究めていくということをやったとしても、目指す大きな目標は共有しながら大きな枠で括られている。さらに、それを支える事務方みたいな組織が大事だと思います。

例えば消防大学校とか警察大学校とか、ある専門性を持った人たちに、より高度な、何か専門性をつくるための組織とか仕組みがありますよね。文化財の保存とか保護に関しても、それぐらい大きなシステムで考えていくのがいいのではないかと思っています。夢のような話かもしれませんが。

つまり、その個人の方に、先ほどの山本さんのご発言にもありましたが、公的な資金をもらっているのだからこういうことを考えてください、こうしてくださいというようなことをお願いするには無理があるような気がしています。例えば大学の研究者でも、もう研究一筋で、教育の方法を考えるのは苦手といった方々は沢山いらっしゃいますが、私た

ち公的な資金をもらっているから、教育や運営も頑張ってくださいと言ったところで、できないと思います。しかし、その人の優れた研究とか方法を、伝えることをサポートするあるいは活用するアドミニストレーターがいるから、例えば教える場でそのような先生も教育を提供できます。

装演師連盟さんは団体としてできている。それはそれで独立してそのままやっていっていただくというのでいいと思います。

【根立会長】 山本さん、どうぞ。

【山本委員】 いろんな考え方ありますけど、個人であっても、育てたい後継者がいた場合には、補助金を頂いたら有効に使えます。きちっとこの人を後継者に育てようという場合があれば、それこそ設備を整えるのであっても、その人に対しての給与の補助になるのか、どういう形の補助か分かりませんが、個人であっても、後継者をきちっと育てようという人達には使えます。

ただ、その後継者がきちっと定まるために、いろいろおっしゃっているような広く仕事を知ってもらって、たくさんの方がその仕事に就きたいと思って、そこから、ぜひと言えれば選べるぐらい若い人たちがその仕事に魅力を感じるとか。それはそれで別に置いておいて、現実的に後継者のいるところでは、補助金はやはり欲しいと思っているのではないかと思います。

【根立会長】 手短に。すみません。

【地主調査官】 実際、その100万増額の実務を担当しております。その中で、実際に、全員ではないんですね。100万増額しているのは全員ではなくて、要望がある、しかも、先ほど鍋島課長からもありましたが、後継者養成に資する経費としてあてがうということを前提に、事業内容を相談して、その内容については、市町村、都道府県、文化庁、全て把握して、協働して、事業の成果が現れるような形で補助事業をしていただく、それが後継者の養成に確実に結びつくということを目指しております。

【根立会長】 恐らくこれ、やっぱり個人の認定者のほうが、こういうことは結構大変で、行政の支援と、それからコーディネーターの立場の人を関与するとか、そういうことが必要になってくるんだと思いますけれども、川野邊さん、この辺りのことはいかがですか。

【川野邊委員】 すみません。選定保存技術ってあまりにも広い範囲で、連盟みたいになんかたくさん人がいて、応募者にも困らないようなところもあるし、それから建造物関係みた

いな文建協みたいなのところもあるので、その辺は僕は個人的には心配していないんですけども、僕が心配なのは、やっぱり工芸技術の分野とか、それから芸能の分野で、1人しかいない、その人が本当に孤立して1人で黙々とやったださっているから残っている技術というのが結構あって、選定保存技術は絶滅危惧種だからって、よく大学で話すんですけども、そういうところではできるだけ益のある会、企画ができたらいいなと思っています。

やっぱり何度も皆さんおっしゃっているように、教育に向いている人って、そんなくないんですよ。職人さんというか、僕の知っている範囲ですけども、半分も直接お会いしたことない人なんですけど、その方たちの中で、ああ、この人はうまくいくよなと思う人、2人しかなくて、あとの人は、そんなこと言ったって無理だよというような人ばかりで、大体取っつきにくい人が多くて、何度も行っているうちに少し話してもらうぐらいの人だから、そこに、すごい何かの偶然で交通事故みたいに若い人が来ても、ほとんどやっけないんですよ。

しかも、そういう人だから、すごい一生懸命、若い人やってくれて、3年とか4年とか我慢してやって、やっぱり駄目だといって辞めちゃうというのがすごく多いので、もうちょっと周辺環境を整えて、その人の存在を教材にして勉強できるような場所ができれば、もうちょっと若い人たちもやれるんじゃないかなと思っています。

具体的にどうこうというのは、まだ分からないんですけども、取りあえず事務処理仕事とか、それから教育の前提のお膳立てはほかでして、その人には来て技術を見せてもらう。しかも、それを、例えば1週間ぐらいはきちんと若い人たちに見せるというような場ができたらいいなという夢を持っています。

【根立会長】 最初の回のヒアリングのときに、東京都の方が行政のほうでいろいろ支援しているという話をされていたんですけども、この行政支援に関しても、恐らく東京都とか、京都府とか、かなり限られた都道府県じゃないとできていないのが実情だと思うんですね。そうすると、やっぱりそれ、特に個人の人に関しての支援をするような組織とか、あるいはコーディネーターみたいな人たちをいかに活用するかというのが一つの課題かなという気もするんですけども。

近藤さん、つながりませんね。これは駄目だな。じゃあ、ちょっと。

【生田調査官】 ちょっとお待ちください。

【鍋島課長】 近藤委員の件、今ちょっと接続確認しています。先進んでいただいて大

丈夫です。

【根立会長】 はい。じゃあ先にちょっと、つながる……。つながりました。

【生田調査官】 電話はつながったので、スピーカーで対応させていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。

【根立会長】 はい。

【生田調査官】 近藤さん、すみません、恐縮ですが、携帯からということで、このままお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。では、申し訳ありません、よろしくお願ひします。

【近藤代理】 もしかして、今発言を求められている。

【生田調査官】 そうですね。はい。

【近藤代理】 すみません。今、ちょっと機器の音声トラブルありまして、全然、議論が聞こえていないんです。なので、ちょっと今、発言は控えさせていただきます。すみません。

【生田調査官】 では、この状態で音声をお聞きいただけますか。

【近藤代理】 それでいいですか。すみません。

【生田調査官】 はい、分かりました。この状態でお待ちください。申し訳ありません。

【近藤代理】 ありがとうございます。すみません。

【根立会長】 では最後に、もう一つ新しい文化庁の動きとして、令和4年度予算に文化財修理センター、これ仮称ですけれども、整備に向けた調査研究費がついたようではありますが、このセンターに保存技術後継者養成に関する機能を持たせる、期待するということがあると思うんですけれども、この辺りのことについて、これまた、すみませんけど、川野邊さん、東文研のこともあるので、少し。

【川野邊委員】 センターですよ。任期付きの人材で、任期付の人材だけなんですよね。だから、大変だろうと思います。

本来、いろんなことで求められている働き手、東文研がやっていなきやいけないんじゃないかとOBとしては思って、申し訳ないなと思っているんですけど、屋上屋を架すというか、そういう機能が本来あるべきところが機能していない。機能していないまで言っちゃいけませんね。機能が十分ではないときに、似たような目的をセンターに期待すると、5年ぐらいじゃ何もできないんじゃないかなというふうに思っています。

すみません。新しいお仕事なのに、最初からそんな悲観的なことを言っちゃいけない

ですけれども。

何が一番問題かなって個人的に考えると、任期付の人員で、5年後に全く別なところに行けよという、そういう採用なんですよね。それは文化財機構でも、すごい問題になっているんですけれども、せっかく。5年で短いんですよね。人が育って、やっと話ができて、仕事を任せられるかなというぐらいが5年だと思うんですけれども、そのときに全く違う分野で、また職員を探してねという、日本では、そういう厳しい状況にあると思うんですね。

なので、選定保存技術の後継者問題と同じようなことで、生きていけないから魅力的な業界じゃない、魅力的な職種じゃないということになっちゃうので、そのところをぜひ考えていただきたいなというのが一番大きい私の意見なんですけど、すみません。

【根立会長】 これはちょっと事務局のほうで。

【鍋島課長】 すみません。ちょっと今日、そのセンターの資料とかを用意していなかったものですから、分かりにくくて大変恐縮なんですけど、次回また御用意したいと思うんですが。これは現在は、京都の国立博物館の本館の横に文化財の修理場というのがありまして、それこそ美術院の方もそうですし、装演師連盟の皆様にも大変お世話になって、文化財の修理・修復やっけていただいているところあるんです。なかなか少し、大分40年ぐらいたって、建物が老朽化してきたり、狭くなってきたりとか、もう少しいろんな機能ができたらいいんじゃないかということで、文化庁で新たに文化財修理センターというものを、ちょっとまだ仮称というか、あれなんですけど、その建て替えというか、いうことも含めまして、もう少し併せて機能強化ができないかということで、来年度、その調査研究のお金が初めて取れましたので、その中で基本的な構想というか、それをちょっと考えて、数年後というか、もう少し先にはなってしまうかもしれませんが、新しいセンターを造っていくと。

ただ、建物だけの話ではなくて、それに併せまして、どういう機能を追加していくというか、一緒にできるのかということで、その資料の修理関係の記録のアーカイブだったりとか、いろんな今までの調査をさらに進めていくとかいったことを、研修機能なんかもそうだと思うんですが、これも来年度からちょっとずつ始めていくということで、川野邊先生もおっしゃったのは、そのソフト事業みたいなものは、まだ恒常的な人員は、ちょっとなかなか難しいと思うんですけれども、その数年後のこの目標に合わせて少しずつ、できるだけ安定な体制が取れるように、文化庁としても頑張っていきたいと思いますので、こんな機能があるといいんじゃないかというのは、ちょっとまたアドバイスをいただければ

ばと思います。

【根立会長】 この問題に関しては、じゃあ次回になるのか、さらに次の回になるか、資料を提示していただいて。私もこのセンターに、ある意味期待するところが大きいところがありますので、また資料の提示をお願いしたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。文化財修理に必要な保存技術の継承・人材の確保ということで、選定の在り方や運用方法を中心に主に議論を行ってきたんですけれども、何かほかに御意見ありますか。

では、なければ、次の話題として、文化財の保存に必要な用具・原材料の確保についての意見交換を行いたいと思います。そんな中で、これもかなり深刻な問題があるのは事実ですけれども、今までの話の中で、分野横断的な生産集約や原材料の調査研究制度の社会への普及の観点で、コーディネーターが必要との意見がありますけれども、誰がどのように担うことが考えられるのかということで一つ課題があると思うんですけれども、この辺りのことについて御意見はございますか。どうぞ、大野さん。

【大野代理】 すみません。ありがとうございます。やはり1つは、行政的な手続とかというアドバイスだということになると、行政で文化財を担当された方に御協力いただくということが一つだと思うんですね。技術的な面については、私は建築のことしか分かりませんが、建築では、保存技術の伝承について建造物修復に携わった実務者の方に御協力をいただくということが大前提になると思います。

先ほどの裾野を広げるという意味では、35年ぐらい前、私が修理現場に入った頃というのは、やはり現場公開というのは全くやっていた状況で、仮設の中で、訪ねてきた人が5年もかかって何をやっているんだろうってつぶやいていたのがすごく印象に残っています。普通のビルだったら2年で相当大きなものが建ってしまうのに、5年たってもお寺の仏堂1棟だけかみたいな、全然保存修理中の情報が分からない、そういう状態だったんですけど、現在は非常に現場公開が進んでいて、それぞれの現場で物すごく詳しい資料を作ってくれて、この中でこういうことが行われているのかという、非常にすばらしい内容のプレゼンテーションなんかも行われているんですね。多分ああいうことをすると、そういう文化財の修復をやってみたいという人とかが増える、そういうふうに期待しています。

やはり、そういったものを子供に公開しているという場合も多いので、子供を育てて、親を引き込んで、地域を巻き込むという流れをつくっていくというのは、一つ前提だと思いますし、その建造物のときに併せて関連する修理事業、こういうものも関連しています

という形で広げていくということなどは大きいと思いますし、多分、国の重要文化財の修理公開で行った成功事例は、地方にも影響を及ぼしていくので、そういう流れが裾野広がっていき、人材の確保とか、それと後継者の問題と、その説明員のところにOBの方にも協力していただくという中でコーディネーターも育っていくという可能性は強いと考えております。

【根立会長】 ほかに、この話題。どうぞ、小林委員。

【小林委員】 この原材料の問題、すごく難しいと思っています。まずは、ジャンルごとに全て網羅的に需給の調査を継続的にする仕組みはつくれないのでしょうかというのが1つです。それを、文化庁でなくてもいいと思うのですが、どこかで常に継続的に行えると、少しその原材料を作っていただくということに見通しが立てられるのではないかとは思いました。

それから、例えば原材料でも、今日本で作り続けていけば何とかもっているというものについては今後、作り続けていく方法を考えていかななくてはならないと思うのですが、先ほどバチの問題でしたか、ワシントン条約の関係で、もう象牙が使えないとか、そういうものは、そもそもそれ自体が使えないから、代替的なものを探していかなければならない。国際的に共有していく倫理の問題だと思います。文化財の保存の用具とか原材料について何が課題になっているのかということが網羅的に、何か調査報告書のようなものが出てこないかなとは思っています。

その上で、それを解決していくためのさらなる、調査とか研究をしていく必要があると思います。何かそういう調査をしていただいた上で、文化財保存科学とか文化財修復学とかやっていらっしゃる方たちに提示をして、それに対する研究の補助金とか調査の補助金というのはつけられないかなということは思います。

原材料の問題です。今の世界的な動向とか、持続可能な地球だとか未来を考えていったときに、過去の技術だとか過去の材料というのが見直されている時期だと思っています。過去の技術や材料を見直し、活用する分野を開発していくことも大事に思います。

それは、さっきのなりわいの話にも関わりますが、そのことが何か全面的に自分のなりわいを成り立たせるほどの大きなものにはならなくても、補助的になりわいになるかもしれないと思います。もう少し研究開発というか、調査開発みたいな分野というのを、この分野もやっていかないといけないのではないかと思います。

というのは、和紙の話がありました。将来にわたって使っていくかということを考えて

いかないと考えており、それが文化財保存という分野だけだと、とても限定的だと思います。したがって、これからの社会とか世界に合わせた使い道を考えていただくための仕組みが必要だと思います。

以上です。

【根立会長】 最後のほうの話、恐らく需要の創出の話になってくるんだと思うんだけど、そういうものも含めたコーディネーターが、これは恐らく必要なんだと思いますし、それから、ひょっとしたら次回以降出てくる新しいセンターが担うというようなこともあり得るような気もしますけれども。

どうぞ、野川さん。

【野川委員】 どうぞ。

【根立会長】 いや、どうぞどうぞ。それで、どなたかという御意見をという話をしようとしたので。

【野川委員】 原材料に関しては生産という視点が中心になっていると思うのですけれども、私は管理も、とても大事だと思っています。

芸能の例で言いますと、平安時代からずっと、淀川下流の鶴殿のアシ、ヨシですね、それを筆簾のリードに使うことが行われてきています。しかし、河川域の環境が変わったり、コロナのためにヨシ原を焼く管理が中断したりということで、実は現在、絶滅の状況にあります。千年にわたる筆簾のリードに適正なアシが、もうなくなるかもしれないという状況があります。そういう管理に対しても何か支援の手があったらいいと思います。

例えば、今日頂いている資料5の20ページのところに、ふるさと文化財の森、管理業務支援事業がございます。これは建造物の保存修理のための森ということだと思うのですけれども、芸能も含めて、それ以外に関しても、原材料を守るための管理システムに、もう少し目を向けていただけたらと思います。

最初に申し上げましたように、芸能の場合、特殊な状況がありまして、文化財というものが、専門の人と愛好者と、その両面で成り立っているところがあります。そのため、毎回の企画調査会での検討と共通するところもあるいっぽうで、全くかみ合わないというか、ほかの視点で話し合うべきところも多いのですね。こういうふるさと文化財の森の中にも、ああ、芸能はないなというふうに思わず思ってしまうわけです。

話が少しそれるかもしれませんが、実は芸能に関しては、この企画調査会だけではなく、また別のところで、芸能の活性化につながる文化財の検討の場を設けていただけた

らと思っております。

【根立会長】 ほか。どうぞ。

【鍋島課長】 一言だけなんですけど。野川先生ありがとうございました。建造物分野は、このふるさと文化財の森の関係でもありますし、今ありました19ページのところは、これは現在では美術工芸品の和紙の関係とか5分野ぐらいに限って、最近ちょっとずつ始めつつあるものではあるんですが、これも管理とかそういうことを支援することができますので、今後、今5分野ですけど、匠プロジェクトでは5年後には25分野に広げていけるように思っています、美術工芸品以外の芸能とか、工芸技術とか、様々必要になってくる分野が出てくると思いますので、ちょっと材料を頂いたり、相手方との調整をして、拡大というか、充実を図っていけるようにしたいと思いますので、ぜひ今後ともアドバイスをいただければと思います。

【根立会長】 ほか。どうぞ、川野邊さん。

【川野邊委員】 この基礎的な材料の需要とか、それから担い手の調査って、もうやっていたよね、少なくとも何回か。していませんでしたっけ。文化庁でやったような気がするんですけど。

【地主調査官】 では、お答えいたします。基礎的なこの材料の需要調査は、平成9年から12年にかけて全分野で、まず網羅的に一度行って、それから、もう十数年経過して、さらに状況が悪くなったので、近年、美術工芸品、それから工芸技術、あるいは芸能分野の調査を実施しているところです。

【根立会長】 川野邊さん、よろしいですか。

【川野邊委員】 それで、その内容って、ここの委員の方々もきっと見ていないと思うんですけど。実態を知っている者から見せてもらうと、やっぱりお役所に対する答えが多いなと思っていて、もうちょっと踏み込んだ調査が、それこそ今度のセンターでできるといいかなというのが1つと、それから、やっぱり非常に厳しく状態なっているので、さっきのコーディネーターの話に戻りますけれども、実際の事務仕事って、これ知らないんですけども、各県にあるんですかね。文化財関係の県の職員がOBになった後、何だろう、顧問じゃないけど、文化財のお手伝いみたいな、やっていますよね。文化財委員。

【根立会長】 指導員。

【川野邊委員】 指導員かな。その人たちって、きっと事務処理はできる人が多いと思うので、事務処理はそっちにかぶせちゃっていいんじゃないかなと個人的には思って

いるんですけど。

技術的なもの、職人さんが教える部分というのはやっぱり、かなり教育のスキルが必要なので、それは各地域の大学の先生方から誰かお手伝いをしていただくと。年に例えば4回とかワークショップをやって、そこで地元の貴重な選定保存技術をみんなに見せるみたいなのをやるといいんじゃないかなと思います。

それと、大学とかほかのところで話をしていると、必ずその後、僕の場合、話した後、連絡先を置いてくるので、その仕事したいんだけどどうすればいいですかというの、必ず来るんですね。それ御飯食べられないからやめたほうがいいよというのが、ほとんどの場合に答えなんですけど、何人か、それで今やっている子がいるので、やっぱり文化庁として、すごい気軽に若い人がアクセスできるようなもの、デジタルな状態で。彼らググるの得意だから、そういうところを作っておくと、ささいな問題でも僕やってみようと、私やってみようと思う人が、アクセスしやすいと思うんですよ。そういうことが考えられたらいいなと思っています。

【根立会長】 ほかはいかがでしょうか。

今の川野邊委員の話で、コーディネーターをに関しては、ひょっとしたら都道府県とか、あるいは分野の枠を超えたような組織というんですかね、そういうものも必要なかなという。そうすると、センターというのが本当に一つ期待できるのかなという気はしますけれども。

ほかに。大野先生、何か。

【大野代理】 まさに全て、周知、広報にかかってくると思うんですね。先ほどの材料の関係も、前回、北海道の方が自分たちの町にそんな重要なものがあるのは知らなかったという話もあります。建造物の場合、茅葺きに用いる良質のススキ確保が大変重要です。しかし全国的な茅葺き用ススキの産地である御殿場市では、10年以上前ですけれども、野焼きで死人が出たので野焼きの時期を早めることに変更することになり、ススキの刈り取りが危機的な状況になったことがありました。その際は建築学会から、この御殿場のカヤというのは全国的に文化財に対して重要なものなんだという要望書などを出して、野焼きの時期を遅らせていただいて材料確保が継続できたというようなこともあるんですね。全国的な産地でさえも地元の人が知らないという状況がある。やはり材料も含めて、全ての文化財活動をどう周知していくかという辺りは、国だけの問題ではないはずなので、今回の大綱を使って裾野を広げていただくということが、第一かと思います。

【根立会長】 近藤さん、つながりますかね。何か御意見を。

【近藤代理】 すみません。ちょっと本日オンラインで、電話でお話ししております。コーディネーター的なのというか、まさにコーディネーターというのは、組織としてあったら、とてもいいとは思いますが。ただ、規模も必要ですし、お金がかかるなと思いますので、これを現実化するの、あまり容易ではないなというふうには思っています。ただ欲しいです、とても。

それから、この文化財に関する用具と原材料については、特にその技術と技能を使ってつくってもらうものについてなんですけれども、出来上がった、その原材料なり用具なりの質を担保してもらうということ、これがすごく大事なことです。何でもあればいいというものじゃなくて、使えるか使えないか。使えないものが幾らあっても、どうにもなりません。だから、使えるレベルの原材料や用具の、つまり、その質をいかに確保していくか。それも用具・原材料の確保という観点から、同時にその質のことも忘れずに常に考えてもらう仕組みが欲しいなというふうに思っております。

取りあえず以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございます。確かに質の問題は大きいという気がしますね。これは単純に補助金出したらいいというような問題でもないような気がしますけれども。

ほかにいかがですか。山本さん、何かございますか。

【山本委員】 今、都道府県の方にコーディネーターという話ありましたが、やはり原材料の調査に行っても、そこで初めて、それが何に使われているかということを知る生産者もいる中で、市町村の自治体が文化財や文化財修理に、自分の土地で作られているものや、その生産者が文化財とどう関わっているかという認知度が低い。逆に言えば、そういうことをちゃんと分かっている自治体、特に市町村レベルになると、すごく少ないんじゃないかと思えます。

ですから、全体に対する広報とか教育もありますが、自治体に対しての文化庁さんや、大学や、研究所による、広報が行き届けば違ってくるんじゃないかと思いました。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

では一応、ほぼ時間が来たようですので、それでは、ここから自由討議の時間とさせていただきます。時間は10分程度とします。本日見えてきた論点や今後検討を要する課題など、各委員から自由に御発言をお願いいたします。どうぞ、本当に今日の話で、もう一度、

言いたいことが残っていると、あるいは見落としている問題があるんじゃないのかとか、いかがでしょうか。どうぞ、野川さん。

【野川委員】 すみません。最初の議題のときに、ちょっと申し上げるのを失念してしまっただけですけれども。資料の5の14ページのところに、「邦楽普及拡大推進事業」がござります。楽器屋さんへの支援、楽器の製作技術を継承するという意味も兼ねて、大学や高校の部活動に使う楽器を調査して、その修理などを請け負うという制度なのですけれども、実はこれは部活動だけが対象になっているんですね。実際には、高校が保管している楽器もありますし、小学校、中学校に保管されている楽器もありますが対象外です。学習指導要領の中で和楽器の教育がちゃんと明文化されているのにもかかわらず、必要な楽器が活用されていなかったり、楽器の修理が必要にもかかわらず、修理の体制が整っていなかったりというような状況がござります。

先ほど現状を調査するというようなことがありましたけれども、小学校、中学校、高校、大学ですね。大学は部活動になってしまうと思いますけれども。教育の中で使われている楽器の状況を把握して、修理、あるいは新しいものを備えるというような形で、楽器屋さんの需要を創出するということにつなげていただければと思っています。

それから、最初に申し上げましたように、芸能の場合には、芸能そのものが文化財ということですので、全体を考えていかななくてはいけないのですね。そこで使う道具をどうするかとか、その技術を持っている専門家をどうするかということだけではなくて、もっと広い裾野から全部を活性化していくことが必要になります。

そういうことで言いますと、活性化のためにいろいろな知恵を出し合うような場が、もっとあっていいと思います。現在、実演家の人たちの活動は、若い人たちもそうですけれども、苦境に立たされています。例えば、能の専門家の人たちが、能の装束を使いたいのだけれども、金額などのいろいろな理由から、新しく作ることも修理もできない、というような状況があります。実演家の活動に対する支援も、結局は芸能という文化財を保護していくことにつながると思います。

それから、先ほども申し上げましたように、とにかく教育の中で、芸能も含めてですけれども、音楽をきちっと教えられるような体制をつくっていただきたいと思っています。

ほかにもいろいろありますので、芸能に関しては、また別の機会に、もう少し広い視野で、知恵を出し合うような場があったらなというふうに考えております。

【根立会長】 ほかに。

【大野代理】 じゃ、すみません。

【根立会長】 どうぞ。

【大野代理】 先ほどの、やはり教育の中で、小学生ですと、恐らく3年生か何かで地域を学ぶというのがあるみたいなので、いろいろ学ぶ機会があるんですけど、どうも野外博物館の方と話をしていると、中学生はなかなかそういう機会がないようですね。地域を知るとかという機会が。そうなると、カリキュラムの中で地域を知る時間を持てるように、ぜひ働きかけをしていただきたいという希望があります。

以上です。

【根立会長】 山本さん。

【山本委員】 本当に小中学生の若い人たちを育てるということが、とても大事だと思います。原材料のことで、選定保存技術を持っている人を拡大することにおいても、地方自治体がとても大事になってくるんじゃないかと思います。そういうところに国からの支援でサポーターが育ったり、また、そういうことを拡大できる情報が集まっていたり、そういう事や人に対して、もっと補助金が使えれば良いと思います。内容に応じて、幅広い補助金の出し方をしていただけると動くんじゃないかなという気が少しいたしました。

【根立会長】 それでは、もう順番にというか、小林先生、何かございますか。

【小林委員】 もう皆さんのおっしゃっているとおりだとは思っておりますが難しいところもあると考えています。結構、地方自治体の人たちと話す、仕事をする人が多いのですが、文化財保護、文化振興それ自体が自治事務ですから、要は、やってもやらなくてもいいような捉え方をされているところが多いです。もちろん意識的にきちんと文化財の保護に取り組んでおられるところもありますが、とにかく文化財の保護をしてくださいとか文化財の教育をしてくださいと言われても、なかなか実際には動けないのではないかなという印象をもっています。

とはいえ、私自身実際に行政にいろいろ期待したいところもあります。ただ、自治体の市町村の職員の人たちは、文化庁の皆さんもそうであるように、いろんな業務をたくさん持っていらっしゃる中での文化財の保存とか、それこそ原材料の管理です。自治体もすごく大変ですということです。

それで、私は事務方の方に、どなたかに言ったような気がします。もう少し地元の博物館みたいなものと連携ができないものかとは思ったりしています。博物館は、物を持っていたり、例えば劇場なども、芸能を扱います。そういう公立の文化施設や社会教育施設

に、この今の状況みたいなことを理解してもらいながら、一緒に協力して課題を解決する仕組みがつかれないかとは思っています。

以上です。

【根立会長】 ほかの公立の博物館等も、なかなか難しい問題もあるんでしょうけれども、一つは考える必要があるかもしれないですね。

川野邊さん。

【川野邊委員】 もうあれなんですけど、とにかく、どうしても維持しなきゃいけないものというのをきちんと選んで、そこに努力を集中するしかないのかなというふうに今考えています。

やっぱり顕彰制度、実際に山ほど予算があるわけじゃないので、顕彰制度の面というのは重要だと思うので。

今思ったんですけど、名匠っていいですね。名匠って、ここのパンフレットにある伝統の名匠って、何か名匠のほう使えないかな。伝統の名匠って人間国宝より弱い気がするなと思って今考えていたんですけど、伝統名匠って変だしなど。

名匠って言葉いいし、実際、担い手の方々、気持ちよく受け入れてくれるんじゃないかなと今思いました。

あと、博物館てすごい、質にと言ったら申し訳ないんですけど、全然、館によって内容が違うので、博物館を活用するって一律には難しいかなと個人的に思っていて、担当者の熱意を、生きがい搾取を進めるようでよくないんですけど、やっぱりやる気のある人は、文化庁から言われたからこれやりますって上司に言えるような、そういう言い訳をつくってあげると、きっとやる人いますし、それから、やりたいって個人でぽつんと思っている人たくさんいて、その人たちが気軽に相談できる、それこそコーディネーターがいるといいなと思います。

どこに相談していいか分からないんですというメールというか、連絡をたくさんもらうので、それは僕の知る範囲ではつないでいるんですけども、やっぱりそれ、もうちょっと、制度的にと言うほど制度的ではなくていいんですけど、文化庁の代表電話に電話したり、メール入れても、きっと冷たい目に遭っているから、そういうものあるんだと思うんですよね。電話を受けた人も、全然とんちんかんなこと言われていても、そんな忙しい中で相手してられないからだと思うんですけど、何かそういうのがちょっとあったら、もっとたくさん賛同者というか、応援団というか、そういう人がつくれるかなというふうに

夢を見ました。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

近藤さん、もう一回。

【近藤代理】 選定保存技術というのは顕彰制度ではありませんので、顕彰的な意味合いを持たせたかったら、文化庁自ら、選定保存技術の保持者も人間国宝とさえいいんです。人間国宝というのは、そもそも文化財保護法が定義している言葉ではありませんで、俗称です。したがって、その俗称の幅が広がれば、それで済む話です。

ついでに団体も、団体国宝とでも呼ばせたらいかがでしょうかというふうに私は思っております。

私は、私の年ばれますけど、大学入学が昭和50年で、ちょうど選定保存技術の制度が始まった頃なんですね。それで、在学中、学生時代に、雑誌の記事か何かだったと思います。ちょっとはっきり覚えておりません。手元に資料ありません。ですが、選定保存技術、漆刷毛製作の保持者になられた方について、刷毛作りの人間国宝と書かれた記事を読んだ記憶があります。ですから、別に選定保存技術の保持者のことを人間国宝と呼ぶように広めても問題はないはずです。

以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございます。俗称というか、名称の問題は、またちょっと、いいアイデアを求めたほうがいいかもしれませんけど。

それでは、そろそろ予定の時刻となりますので、閉会とさせていただきますと思いますが、閉会前に、事務局から次回日程についてお願いいたします。

【山川補佐】 次回、第6回会議は、3月14日月曜日の15時半からになります。

なお、何かお気づきの点や追加の御意見などありましたら、事務局までメールで御連絡いただければと思います。

以上です。

【根立会長】 今後も活発な御審議を賜りたく、各委員の御協力をよろしく願いいたします。

本日は長時間にわたり、また貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございました。これにて第5回企画調査会を終わりにします。ありがとうございました。

— 了 —